

出水市下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場認定基準

(趣 旨)

第1条

出水市の下水道（公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水事業）等において使用するマンホールふた及びふたを製造する工場の認定をする場合の基準として定めるものとする。

(認定対象資器材)

第2条

この基準に定める認定対象資器材の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた φ600 車道用
- (2) 出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた φ300 車道用
- (3) 出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた φ600 歩道用
- (4) 出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた φ300 歩道用

2 前項各号に定める資器材は「出水市型鋳鉄製マンホールふた性能規定書」（以下「性能規定書」という。）に規定するすべての基準に適合したものであること。

(製造工場の参入条件)

第3条

市長は、次の各号に掲げる要件を備えている者を製造工場として認定する。

- (1) 社団法人日本下水道協会の認定工場であること。
 - (2) 新規に本市の製造工場としての参入を希望する者は、他都市において申請品と同等品の採用後3年以上経過する使用実績があること。
- 2 申請者は、前条第1項第1号から第4号に規定する認定対象資器材のすべてを作成できることとする。

(認定期間及びその更新)

第4条

出水市型下水道用マンホールふた及びふたを製造する工場としての認定期間（以下「認定期間」という。）は、認定を受けた日から1年以内とし、認定期間満了後も引き続き認定を受けようとするときは、指定する期日までに更新の手続きを行うこととし、以後1年毎に更新するものとする。

2 前項の更新の手続きについては、本基準を準用する。

(申請手続等)

第5条

認定申請等に係る手続方法の詳細については、別途定める「出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場認定の検査事務要領」（以下検査事務要領）という。）によるものとする。

- (1) 本市の下水道用鋳鉄製マンホールふた及びふたを製造する工場の認定を受けようとする者は、検査事務要領に定める「出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場認定申請書」（以下「認定申請書」という。）を提出しなければならない。
- (2) 既に認定を受けている者が認定の更新、変更を行おうとするときは、検査事務要領に定める「出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場認定更新申請書」（以下「更新申請書」という。）、「出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場認定変更申請書」（以下「変更申請書」という。）を提出しなければならない。
- (3) 既に認定を受けている者が製造を休止する場合は、事前に休止の理由及びその期間（以下「休止期間」という。）を記載した書面を本市に提出しなければならない。
- (4) 前号の届出を行っているものが製造を再開する場合は、事前に当該再開期日を明らかにした書面を本市に提出しなければならない。
- (5) 休止期間が認定期間を超えた場合及び製造中止の場合は、製造工場の認定を取り消すものとし、再度製造工場の認定を希望する場合は、新たに認定申請書を提出しなければならない。
- (6) 製造工場の認定を受けた者が、関係諸法令に違反する等不正な行為があったときは、製造工場の認定を停止又は取り消しを行うものとする。

(提出書類)

第6条 認定申請に係る添付書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場認定申請書
- (2) 出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場認定更新申請書
- (3) 出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場工場認定変更申請書
- (4) 会社概要
- (5) 社団法人日本下水道協会「下水道用資器材製造工場認定書（写し）」
- (6) 工場概要
- (7) 責任技術者略歴書
- (8) 社内規格内要書
- (9) 製造工程図

- (10) 工場組織図
 - (11) 製造設備及びその管理を明らかにしたもの
 - (12) 検査設備及びその内容を明らかにしたもの
 - (13) 製品の製造状況を明らかにしたもの
 - (14) 製品の製造等に係る材料の内訳を明らかにしたもの
 - (15) 性能規定書に基づく設計図書等
 - (16) 性能規定書に基づく製品の検査成績を明らかにしたもの
 - (17) 製品の出荷、輸送体制
 - (18) クレーム時の対応と体制
 - (19) 納入実績
 - (20) 社団法人日本下水道協会発行の「自主検査・検査証明書」の写し又は社内規格に基づく「自主検査結果報告書」
 - (21) その他市長が必要と認めた書類等
- 2 変更申請にあたっては第1項に規定する各号の必要書類を添付するものとし、更新申請に係る添付書類は第1項第2号及び第5号、第16号並びに第20号の書類とする。
- 3 第1項第6号から第14号及び第16号に規定する書類は、社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定申請等要領第3条第1項及び第2項に定める様式とする。

(審査方法)

第7条 審査は性能規定書、本基準並びに検査事務要領に基づくものとし、本市建設部下水道課職員が以下の内容により実施する。

- (1) 認定に係る審査は、書類審査と認定検査（工場確認及び製品検査）による。
 - ① 書類審査は、前条第1項に規定する申請書類等の記載内容事実確認を行う。
 - ② 認定検査は、書類審査に合格した申請者に対して次に掲げる工場確認及び製品検査を行う
 - ア 工場確認は、検査事務要領により実施するものとし、申請書類等の記載内容の確認を行う。
 - イ 製品検査は、性能規定書及び検査事務要領により実施するものとし、外観、形状、寸法、構造、性能、材質及び荷重強さについて行う。
- (2) 認定の更新に係る審査は、書類審査と更新検査による。
 - ① 書類審査は、前条第2項に規定する申請書類等の記載内容事実確認を行う。
 - ② 更新検査は、認定検査と同様の製品検査を行う。

2 前項に規定する認定検査及び更新検査については、検査事務要領において所定の条件を満たす場合は省略できるものとする。

(審査結果等の通知)

第8条 次に掲げる事項に該当するときは、当該申請者に対して速やかに書面をもって通知する。

- (1) 新たに認定工場として認定したとき。
- (2) 認定期間の更新を認めたとき。
- (3) 認定申請内容の変更を認めたとき。
- (4) 認定工場の認定を停止又は取り消したとき。

(認定工場一覧表の作成)

第9条 本市認定工場一覧表を作成し、建設部下水道課において公開する。

附則

(施工期日)

この基準は、平成20年 2月 4日から施行する。